

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月12日提出
【計算期間】	第19特定期間(自 2022年4月14日至 2022年10月13日)
【ファンド名】	米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり 米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド合計で5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<為替ヘッジあり>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (MLP等))		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

< 為替ヘッジなし >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (MLP等))		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (MLP等))	投資信託証券を通じて、主としてMLP等 ^{*1} に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*2} 」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 ＭＬＰ等については、「ファンドの特色」をご参照ください。

* 2 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等を主要投資対象とします。

◆ 各ファンドは、USエネルギーMLPファンド^{*1}（以下、「USMLPF」ということがあります。）への投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等^{*2}に投資を行います。

各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 USMLPFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

*2 MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）の出資持分、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPに関連するその他の証券を含みます。

なお、当ファンドにおいて、「MLP」とは、「MLP」および「MLPの出資持分」の両方をいいます。

また、当ファンドにおいて、「MLP」には、上記のようなLLCを含めることがあります。

※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。

MLPとは



特色2

「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

- ◆「為替ヘッジあり」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ◆「為替ヘッジなし」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

【スイッチング】

各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

■ ファンドのしくみ

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※ USエネルギーMLPファンドは、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

※ 当ファンドおよびマネー・ブール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

※ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があるほか、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

- ◆ 原則として安定した分配を継続することを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



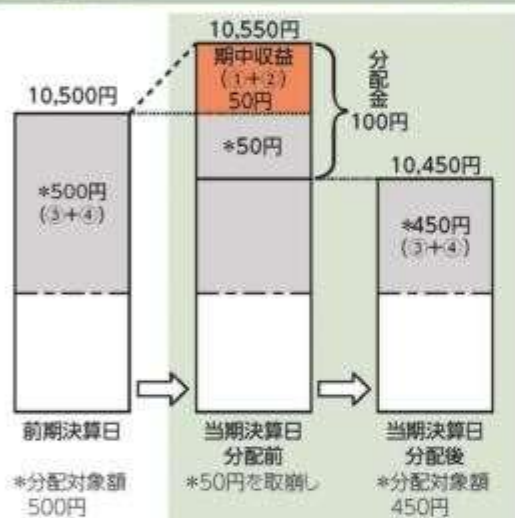
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

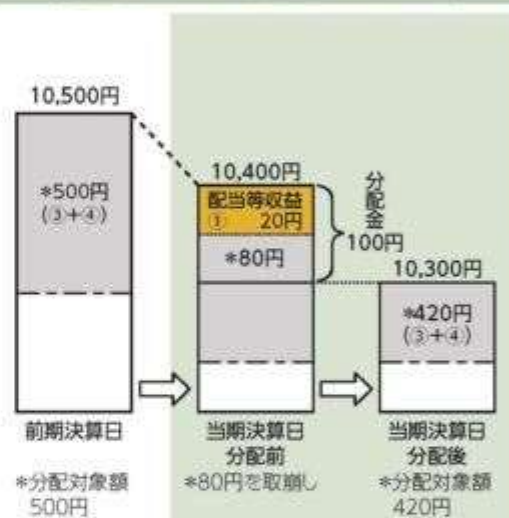
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



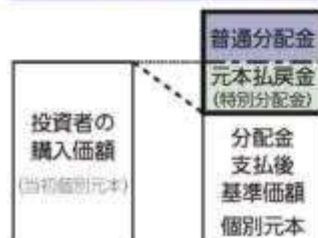
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年6月28日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

2022年7月13日 信託期間を2023年6月9日までから2028年6月13日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	
信託財産の保管・管理等を行います。		
投資 ↓ ↑ 損益		
投資対象ファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2022年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日

- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
a．ＵＳエネルギーＭＬＰファンドへの投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等 [*] を実質的な主要投資対象とします。 [*] ＭＬＰ等には、ＭＬＰの出資持分のほか、ＭＬＰと実質的に同様の経済的な特徴を有するＬＬＣ（リミテッド・ライアビリティー・カンパニー）の出資持分、ＭＬＰに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびＭＬＰに関連するその他の証券を含みます。	
b．外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
c．資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	

各ファンドの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「ＵＳエネルギーＭＬＰファンド」を選定しました。また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

米ドル建の外国投資信託であるＵＳエネルギーＭＬＰファンドの受益証券を主要投資対象とします。また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、米ドル建の外国投資信託であるＵＳエネルギーＭＬＰファンドの受益証券のほか、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
- d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	USエネルギーMLPファンド
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／米ドル建
目的及び基本的性格	安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資の基本方針	主にエネルギーや天然資源に関連するMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)等*を主要投資対象とします。 * MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)の出資持分、MLPIに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPIに関連するその他の証券を含みます。
運用方針	・主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等を主要投資対象とします。ポートフォリオの構築に際しては、基本的にボトムアップ・アプローチによる独自のファンダメンタルズ分析を活用し、長期的な資産価値の創出が可能であり、支払われる分配金(株式に投資した場合における配当等を含みます)の増加が見込まれる銘柄等に投資を行います。 ※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。 ・MLP等の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・個別証券の投資割合は、純資産総額の10%以内とします。
投資顧問会社	ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Neuberger Berman Investment Advisers LLC)
信託期限	無期限
設定日	2013年6月28日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.92%程度 (運用報酬:年率0.80%、管理費用:年率0.12%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入れているMLP等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の1口当たり純資産価格の0.3%

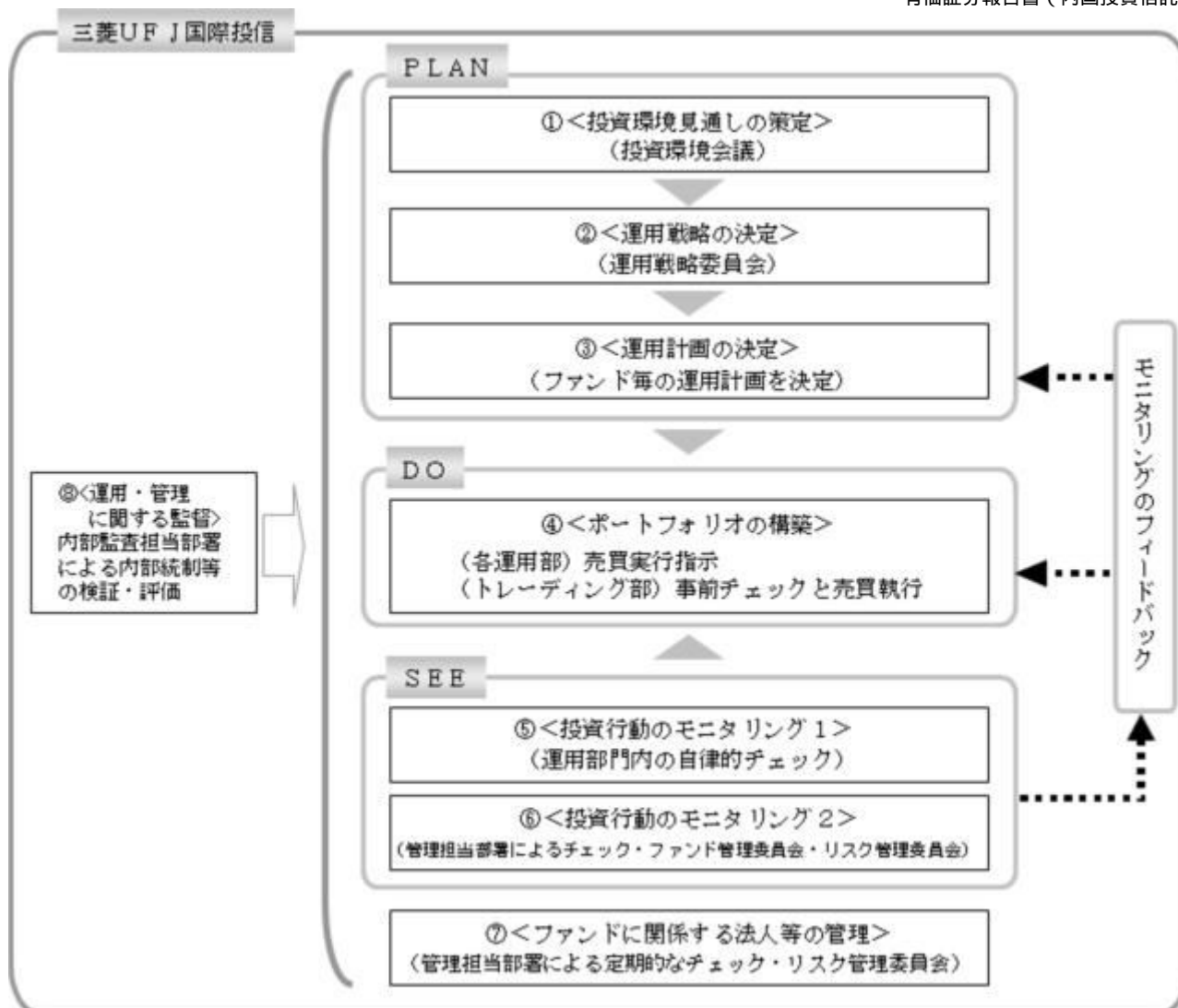
「ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー」について

ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(所在地:米国)は、ニューバーガー・パーマン・グループの一員であり、同グループの運用会社としての機能を有します。ニューバーガー・パーマン・グループは、1939年創業の独立系運用会社であり、米国、英国、香港等に運用拠点を置き、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を世界の機関投資家や富裕層向けに提供しています。(2022年10月末現在)

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 （ア）A - 2 格相当以上の短期信用格付 （イ）A 格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からA A格相当以上の長期信用格付またはA - 1 格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な関係法人	・ 委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 ・ 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2013年8月13日とします。なお、第1期および第2期の決算日には原則として分配を行いません。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受

益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に投資を行います。そのため、投資対象の事業から得られる収入、MLP等の市況、市場金利の変動等の影響を受けることとなり、MLP等の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

<為替ヘッジあり>

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産（外国投資信託）については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<為替ヘッジなし>

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

実質的な投資対象であるMLP等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向やMLP等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入れているMLP等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、MLP等は株式等に比べ市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

特定の事業への集中投資リスク

ファンドは、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に集中的に投資を行います。そのため、エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、MLP等の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

MLP固有のリスク

- a. MLPは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。新たな事業への投資にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。財務内容が良好でないと判断されたMLPは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- b. MLPの経営陣等による事業の運営管理手法等が、MLPの収益力や財務内容の悪化を招きMLPの価格形成等に影響を与えることがあります。

その他の主な留意点

a. 米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて

- ・当ファンドが投資する外国投資信託（本項において「外国投資信託」といいます。）が籍を置くケイマン諸島は、米国との間に租税条約がなく、外国投資信託の行う米国への投資による収益について軽減税率は適用されません。
- ・米国の連邦税法上、MLPは一般的にパートナーシップとして扱われ、MLPの段階では連邦所得税が課税されず、MLPを保有する各パートナー（出資者）の段階において課税されます。なお、外国投資信託の保有するMLPが今後または過去に遡及して米国連邦税法上のパートナーシップとしてのステータスを失うことにより、外国投資信託のMLPへの投資による収益の減少をもたらす可能性があります。
- ・外国投資信託は保有するMLPのパートナーとして、その持分に応じて、MLPの収入、損失、費用等が割り当てられ、MLPからの分配金の受取りの有無にかかわらず、課税所得となる米国実質関連所得に対して以下の税金がかかります。

○米国連邦所得税（米国実質関連所得に対して最大21%）

○州税、その他の地方税

○米国支店利益税（米国実質関連所得から米国連邦所得税を控除した額に対して30%）

※米国支店利益税の課税対象額は、外国投資信託の純資産のうち米国に投資される部分の増減によっても変動します。

過去の実績においては、MLPからの収入の大部分は減価償却費等の費用や損失等で相殺され、米国実質関連所得は比較的抑えられてきました。しかしながら、米国実質関連所得は様々な理由で変動します。例えば、保有するMLPの投資活動の大幅な減速による減価償却費の減少は、米国実質関連所得の増加につながる可能性があり、この米国実質関連所得の増加は外国投資信託における支払い税額の増加と純資産の減少につながります。

- ・外国投資信託における上述の税額は、税務申告することで初めて確定します。外国投資信託では、MLPからの分配金に対して原則として最大21%の税率で源泉徴収されますが、その後、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われます。源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合には追加納税となります。このように、外国投資信託が税務申告を行ったうえで確定される税額は源泉徴収された金額と異なることがあるため、税額が確定した時点において外国投資信託の純資産が変動し、この結果、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

外国投資信託における米国のMLPにかかる税金処理プロセスのイメージ

① MLPからの分配金受取時

MLPからの分配金に対して原則として最大21%の税率で源泉徴収されます。



MLPの多くは、年4回分配を行います。

② 税務申告による税額の確定（年1回）

MLPからの分配金の合計および譲渡益



以下の税金が課税されます。
・米国連邦所得税
・州税、その他の地方税
・米国支店利益税

③ 源泉徴収分と確定された税額の差額を調整

源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合
源泉徴収分 > 確定された税額



源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合
源泉徴収分 < 確定された税額



※上記の内容は、将来変更される場合があります。

※上記はイメージであり、必ずしもすべてを表すものではありません。

・なお、MLPからの分配金のうち、投資元本の払戻しに相当する部分については、これによって外国投資信託におけるMLPの取得原価が引下げられ、将来の譲渡益の増加につながる可能性があります。

※2023年1月1日から米国においてMLPの取引にかかる新たな源泉徴収制度が施行される予定です。

同制度では、原則として外国人投資家が保有するMLPの売却額の10%相当が源泉徴収の対象となります。

なお、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われる見込みです。

※（米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて）は、2022年10月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になることがあります。

- b. 実質的な投資対象であるMLP等に適用される法律や税制、規制が変更されたり、新たな法律や税制、規制が適用された場合には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- c. 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなった場合には、繰上償還されます。また、各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各ファンドの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- e. 各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- f. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- g. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1880%（税抜1.0800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率2.1080%程度（税込）（年率2.0000%程度（税抜））です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ＵＳエネルギーＭＬＰファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.80%、管理費用：年率0.12%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、投資対象とする投資信託証券における、信託財産に関する租税、組入れているＭＬＰ等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元

本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	2,354,303,647	99.49
親投資信託受益証券	日本	1,000,000	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	10,996,919	0.47
純資産総額		2,366,300,566	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益証券	USエネルギーMLPファンド	4,513,803,456	0.48	2,182,591,702	0.52	2,354,303,647	99.49
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1.0038	1,000,000	1.0038	1,000,000	0.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.49
親投資信託受益証券	0.04
合計	99.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年 8月13日）	1,617,725,977	1,617,725,977	9,984	9,984
第2計算期間末日（平成25年 9月13日）	1,744,411,210	1,744,411,210	9,813	9,813
第3計算期間末日（平成25年10月15日）	1,905,201,616	1,910,920,139	9,995	10,025
第4計算期間末日（平成25年11月13日）	1,929,632,390	1,935,450,557	9,950	9,980
第5計算期間末日（平成25年12月13日）	1,882,746,171	1,888,534,491	9,758	9,788
第6計算期間末日（平成26年 1月14日）	1,886,939,115	1,892,517,418	10,148	10,178
第7計算期間末日（平成26年 2月13日）	1,919,909,542	1,925,490,881	10,320	10,350
第8計算期間末日（平成26年 3月13日）	1,857,214,162	1,862,634,826	10,279	10,309
第9計算期間末日（平成26年 4月14日）	2,140,721,775	2,146,885,959	10,419	10,449
第10計算期間末日（平成26年 5月13日）	2,203,750,127	2,209,898,944	10,752	10,782
第11計算期間末日（平成26年 6月13日）	2,365,395,525	2,431,649,883	10,711	11,011
第12計算期間末日（平成26年 7月14日）	4,062,476,616	4,073,369,430	11,189	11,219
第13計算期間末日（平成26年 8月13日）	6,273,720,860	6,290,918,167	10,944	10,974
第14計算期間末日（平成26年 9月16日）	7,947,186,513	8,477,062,917	10,499	11,199
第15計算期間末日（平成26年10月14日）	12,002,764,258	12,040,076,508	9,651	9,681
第16計算期間末日（平成26年11月13日）	13,451,367,611	13,491,400,656	10,080	10,110
第17計算期間末日（平成26年12月15日）	13,927,176,600	13,974,297,337	8,867	8,897
第18計算期間末日（平成27年 1月13日）	14,756,124,810	14,805,318,595	8,999	9,029

第19計算期間末日	(平成27年 2月13日)	14,744,958,611	14,792,789,301	9,248	9,278
第20計算期間末日	(平成27年 3月13日)	13,994,391,659	14,042,088,270	8,802	8,832
第21計算期間末日	(平成27年 4月13日)	12,925,182,840	12,967,664,407	9,128	9,158
第22計算期間末日	(平成27年 5月13日)	12,446,785,901	12,487,933,448	9,075	9,105
第23計算期間末日	(平成27年 6月15日)	12,024,191,044	12,066,346,848	8,557	8,587
第24計算期間末日	(平成27年 7月13日)	11,108,248,982	11,148,428,696	8,294	8,324
第25計算期間末日	(平成27年 8月13日)	9,770,759,544	9,808,939,646	7,677	7,707
第26計算期間末日	(平成27年 9月14日)	8,341,568,131	8,378,142,421	6,842	6,872
第27計算期間末日	(平成27年10月13日)	8,344,407,740	8,380,000,848	7,033	7,063
第28計算期間末日	(平成27年11月13日)	6,762,600,628	6,797,069,065	5,886	5,916
第29計算期間末日	(平成27年12月14日)	5,082,895,402	5,116,127,133	4,589	4,619
第30計算期間末日	(平成28年 1月13日)	4,340,761,193	4,373,454,051	3,983	4,013
第31計算期間末日	(平成28年 2月15日)	3,733,965,889	3,765,784,689	3,521	3,551
第32計算期間末日	(平成28年 3月14日)	4,984,456,923	5,018,151,350	4,438	4,468
第33計算期間末日	(平成28年 4月13日)	5,878,096,176	5,914,442,192	4,852	4,882
第34計算期間末日	(平成28年 5月13日)	6,927,830,588	6,965,938,282	5,454	5,484
第35計算期間末日	(平成28年 6月13日)	7,814,282,016	7,856,098,684	5,606	5,636
第36計算期間末日	(平成28年 7月13日)	8,120,785,836	8,162,386,964	5,856	5,886
第37計算期間末日	(平成28年 8月15日)	8,189,985,999	8,231,939,652	5,856	5,886
第38計算期間末日	(平成28年 9月13日)	8,533,922,612	8,577,573,611	5,865	5,895
第39計算期間末日	(平成28年10月13日)	8,513,819,212	8,557,690,793	5,822	5,852
第40計算期間末日	(平成28年11月14日)	8,358,684,962	8,402,221,607	5,760	5,790
第41計算期間末日	(平成28年12月13日)	9,066,100,389	9,110,980,190	6,060	6,090
第42計算期間末日	(平成29年 1月13日)	11,760,681,773	11,816,533,658	6,317	6,347
第43計算期間末日	(平成29年 2月13日)	14,044,141,269	14,107,340,825	6,667	6,697
第44計算期間末日	(平成29年 3月13日)	14,257,854,483	14,325,040,023	6,366	6,396
第45計算期間末日	(平成29年 4月13日)	14,569,468,538	14,637,442,630	6,430	6,460
第46計算期間末日	(平成29年 5月15日)	13,897,518,437	13,964,513,301	6,223	6,253
第47計算期間末日	(平成29年 6月13日)	12,977,186,497	13,043,933,317	5,833	5,863
第48計算期間末日	(平成29年 7月13日)	13,362,782,517	13,430,039,145	5,961	5,991
第49計算期間末日	(平成29年 8月14日)	12,417,002,544	12,481,781,462	5,750	5,780
第50計算期間末日	(平成29年 9月13日)	12,195,887,945	12,258,711,379	5,824	5,854
第51計算期間末日	(平成29年10月13日)	11,748,353,457	11,808,526,915	5,857	5,887
第52計算期間末日	(平成29年11月13日)	10,592,177,868	10,650,489,080	5,449	5,479
第53計算期間末日	(平成29年12月13日)	10,360,481,212	10,417,606,732	5,441	5,471
第54計算期間末日	(平成30年 1月15日)	11,122,173,892	11,178,312,680	5,944	5,974
第55計算期間末日	(平成30年 2月13日)	9,442,956,088	9,496,595,708	5,281	5,311
第56計算期間末日	(平成30年 3月13日)	9,085,070,016	9,138,048,137	5,145	5,175
第57計算期間末日	(平成30年 4月13日)	8,269,930,561	8,321,152,271	4,844	4,874
第58計算期間末日	(平成30年 5月14日)	8,657,501,969	8,708,325,447	5,110	5,140
第59計算期間末日	(平成30年 6月13日)	9,022,328,612	9,072,681,364	5,375	5,405
第60計算期間末日	(平成30年 7月13日)	8,596,895,948	8,646,279,885	5,222	5,252

第61計算期間末日	(平成30年 8月13日)	8,716,320,597	8,763,726,127	5,516	5,546
第62計算期間末日	(平成30年 9月13日)	8,303,474,090	8,350,271,952	5,323	5,353
第63計算期間末日	(平成30年10月15日)	7,830,362,752	7,876,239,100	5,121	5,151
第64計算期間末日	(平成30年11月13日)	7,243,979,842	7,289,185,867	4,807	4,837
第65計算期間末日	(平成30年12月13日)	6,835,805,109	6,880,281,679	4,611	4,641
第66計算期間末日	(平成31年 1月15日)	6,596,351,445	6,640,050,410	4,528	4,558
第67計算期間末日	(平成31年 2月13日)	6,714,125,815	6,757,497,364	4,644	4,674
第68計算期間末日	(平成31年 3月13日)	6,679,689,330	6,722,559,669	4,674	4,704
第69計算期間末日	(平成31年 4月15日)	6,752,208,685	6,794,199,618	4,824	4,854
第70計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	6,450,063,642	6,491,667,227	4,651	4,681
第71計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	6,094,544,270	6,135,512,181	4,463	4,493
第72計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	6,295,312,104	6,335,900,124	4,653	4,683
第73計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	5,484,432,331	5,524,211,129	4,136	4,166
第74計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	5,428,168,615	5,467,230,447	4,169	4,199
第75計算期間末日	(令和 1年10月15日)	5,193,712,383	5,232,428,304	4,024	4,054
第76計算期間末日	(令和 1年11月13日)	4,892,877,196	4,931,297,619	3,821	3,851
第77計算期間末日	(令和 1年12月13日)	4,528,407,528	4,563,674,468	3,852	3,882
第78計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	4,581,480,860	4,615,854,797	3,999	4,029
第79計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	4,132,146,352	4,148,850,764	3,711	3,726
第80計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	2,039,296,532	2,055,783,679	1,855	1,870
第81計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	2,286,830,922	2,303,491,524	2,059	2,074
第82計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	2,743,563,646	2,760,316,560	2,456	2,471
第83計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	3,152,987,575	3,170,373,207	2,720	2,735
第84計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	2,762,676,522	2,779,771,949	2,424	2,439
第85計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	2,999,127,817	3,016,204,630	2,634	2,649
第86計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,532,974,117	2,549,758,766	2,264	2,279
第87計算期間末日	(令和 2年10月13日)	2,505,168,227	2,516,078,345	2,296	2,306
第88計算期間末日	(令和 2年11月13日)	2,585,099,349	2,595,751,475	2,427	2,437
第89計算期間末日	(令和 2年12月14日)	3,023,773,170	3,033,933,643	2,976	2,986
第90計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	3,012,780,194	3,022,615,281	3,063	3,073
第91計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	2,877,979,591	2,887,389,681	3,058	3,068
第92計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	3,113,950,149	3,123,075,216	3,413	3,423
第93計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	2,925,144,137	2,934,101,225	3,266	3,276
第94計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	3,065,131,017	3,073,797,883	3,537	3,547
第95計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	3,295,130,472	3,303,572,324	3,903	3,913
第96計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	3,079,675,076	3,087,840,521	3,772	3,782
第97計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	2,862,501,810	2,870,503,943	3,577	3,587
第98計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	2,702,873,076	2,710,544,699	3,523	3,533
第99計算期間末日	(令和 3年10月13日)	2,841,079,047	2,848,416,962	3,872	3,882
第100計算期間末日	(令和 3年11月15日)	2,726,413,947	2,733,489,647	3,853	3,863
第101計算期間末日	(令和 3年12月13日)	2,510,365,950	2,517,259,882	3,641	3,651
第102計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	2,552,324,820	2,558,981,350	3,834	3,844

第103計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	2,500,695,581	2,507,243,895	3,819	3,829
第104計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	2,572,004,503	2,578,393,393	4,026	4,036
第105計算期間末日	(令和 4年 4月13日)	2,619,740,205	2,625,968,323	4,206	4,216
第106計算期間末日	(令和 4年 5月13日)	2,468,460,690	2,474,751,293	3,924	3,934
第107計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	2,610,718,762	2,617,012,929	4,148	4,158
第108計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	2,345,368,826	2,351,624,851	3,749	3,759
第109計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	2,589,726,205	2,595,884,392	4,205	4,215
第110計算期間末日	(令和 4年 9月13日)	2,586,333,217	2,592,467,578	4,216	4,226
第111計算期間末日	(令和 4年10月13日)	2,224,672,483	2,230,766,747	3,650	3,660
	令和 3年10月末日	2,787,811,045	—	3,875	—
	11月末日	2,596,633,604	—	3,723	—
	12月末日	2,429,231,174	—	3,642	—
	令和 4年 1月末日	2,474,543,182	—	3,753	—
	2月末日	2,491,057,896	—	3,874	—
	3月末日	2,635,364,333	—	4,212	—
	4月末日	2,545,699,817	—	4,039	—
	5月末日	2,690,825,566	—	4,241	—
	6月末日	2,394,687,239	—	3,825	—
	7月末日	2,569,870,678	—	4,113	—
	8月末日	2,527,409,591	—	4,122	—
	9月末日	2,243,033,369	—	3,672	—
	10月末日	2,366,300,566	—	3,926	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	300円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	700円
第15計算期間	30円

第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円

第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円

第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.16
第2計算期間	1.71
第3計算期間	2.16
第4計算期間	0.15
第5計算期間	1.62
第6計算期間	4.30
第7計算期間	1.99
第8計算期間	0.10
第9計算期間	1.65
第10計算期間	3.48
第11計算期間	2.40
第12計算期間	4.74
第13計算期間	1.92
第14計算期間	2.33
第15計算期間	7.79
第16計算期間	4.75
第17計算期間	11.73
第18計算期間	1.82
第19計算期間	3.10
第20計算期間	4.49
第21計算期間	4.04
第22計算期間	0.25
第23計算期間	5.37
第24計算期間	2.72
第25計算期間	7.07

第26計算期間	10.48
第27計算期間	3.23
第28計算期間	15.88
第29計算期間	21.52
第30計算期間	12.55
第31計算期間	10.84
第32計算期間	26.89
第33計算期間	10.00
第34計算期間	13.02
第35計算期間	3.33
第36計算期間	4.99
第37計算期間	0.51
第38計算期間	0.66
第39計算期間	0.22
第40計算期間	0.54
第41計算期間	5.72
第42計算期間	4.73
第43計算期間	6.01
第44計算期間	4.06
第45計算期間	1.47
第46計算期間	2.75
第47計算期間	5.78
第48計算期間	2.70
第49計算期間	3.03
第50計算期間	1.80
第51計算期間	1.08
第52計算期間	6.45
第53計算期間	0.40
第54計算期間	9.79
第55計算期間	10.64
第56計算期間	2.00
第57計算期間	5.26
第58計算期間	6.11
第59計算期間	5.77
第60計算期間	2.28
第61計算期間	6.20
第62計算期間	2.95
第63計算期間	3.23
第64計算期間	5.54
第65計算期間	3.45
第66計算期間	1.14
第67計算期間	3.22

第68計算期間	1.29
第69計算期間	3.85
第70計算期間	2.96
第71計算期間	3.39
第72計算期間	4.92
第73計算期間	10.46
第74計算期間	1.52
第75計算期間	2.75
第76計算期間	4.29
第77計算期間	1.59
第78計算期間	4.59
第79計算期間	6.82
第80計算期間	49.60
第81計算期間	11.80
第82計算期間	20.00
第83計算期間	11.35
第84計算期間	10.33
第85計算期間	9.28
第86計算期間	13.47
第87計算期間	1.85
第88計算期間	6.14
第89計算期間	23.03
第90計算期間	3.25
第91計算期間	0.16
第92計算期間	11.93
第93計算期間	4.01
第94計算期間	8.60
第95計算期間	10.63
第96計算期間	3.10
第97計算期間	4.90
第98計算期間	1.23
第99計算期間	10.19
第100計算期間	0.23
第101計算期間	5.24
第102計算期間	5.57
第103計算期間	0.13
第104計算期間	5.68
第105計算期間	4.71
第106計算期間	6.46
第107計算期間	5.96
第108計算期間	9.37
第109計算期間	12.42

第110計算期間	0.49
第111計算期間	13.18

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,639,665,744	19,390,094	1,620,275,650
第2計算期間	157,314,538	—	1,777,590,188
第3計算期間	141,940,347	13,356,054	1,906,174,481
第4計算期間	50,696,074	17,481,383	1,939,389,172
第5計算期間	60,208,894	70,157,896	1,929,440,170
第6計算期間	27,480,921	97,486,652	1,859,434,439
第7計算期間	17,501,161	16,489,000	1,860,446,600
第8計算期間	32,888,081	86,446,372	1,806,888,309
第9計算期間	336,940,284	89,100,313	2,054,728,280
第10計算期間	92,283,472	97,405,841	2,049,605,911
第11計算期間	250,287,797	91,415,094	2,208,478,614
第12計算期間	1,530,599,059	108,139,378	3,630,938,295
第13計算期間	2,152,604,343	51,106,947	5,732,435,691
第14計算期間	1,980,116,413	142,889,186	7,569,662,918
第15計算期間	4,938,278,894	70,525,142	12,437,416,670
第16計算期間	1,128,396,944	221,464,959	13,344,348,655
第17計算期間	3,009,360,107	646,796,185	15,706,912,577
第18計算期間	1,102,735,442	411,719,649	16,397,928,370
第19計算期間	288,547,662	742,912,429	15,943,563,603
第20計算期間	885,919,620	930,612,595	15,898,870,628
第21計算期間	248,159,804	1,986,508,048	14,160,522,384
第22計算期間	180,578,050	625,251,191	13,715,849,243
第23計算期間	1,209,963,516	873,878,037	14,051,934,722
第24計算期間	309,796,794	968,493,217	13,393,238,299
第25計算期間	134,160,214	800,697,620	12,726,700,893
第26計算期間	130,641,035	665,911,791	12,191,430,137
第27計算期間	49,844,985	376,905,468	11,864,369,654
第28計算期間	80,496,202	455,386,804	11,489,479,052
第29計算期間	107,357,394	519,592,716	11,077,243,730
第30計算期間	255,119,140	434,743,328	10,897,619,542
第31計算期間	705,789,936	997,142,701	10,606,266,777
第32計算期間	1,116,890,797	491,681,596	11,231,475,978
第33計算期間	1,293,781,035	409,918,227	12,115,338,786
第34計算期間	1,842,758,949	1,255,532,846	12,702,564,889

第35計算期間	1,718,155,343	481,830,685	13,938,889,547
第36計算期間	776,754,731	848,601,460	13,867,042,818
第37計算期間	706,095,160	588,586,919	13,984,551,059
第38計算期間	939,715,333	373,933,142	14,550,333,250
第39計算期間	625,631,951	552,104,719	14,623,860,482
第40計算期間	628,981,743	740,627,104	14,512,215,121
第41計算期間	1,631,312,011	1,183,593,298	14,959,933,834
第42計算期間	4,381,389,355	724,028,020	18,617,295,169
第43計算期間	4,232,677,772	1,783,454,137	21,066,518,804
第44計算期間	2,689,788,755	1,361,127,544	22,395,180,015
第45計算期間	1,134,908,415	872,057,650	22,658,030,780
第46計算期間	457,364,604	783,773,923	22,331,621,461
第47計算期間	370,123,231	452,804,679	22,248,940,013
第48計算期間	835,798,568	665,862,412	22,418,876,169
第49計算期間	162,594,122	988,497,482	21,592,972,809
第50計算期間	75,612,659	727,440,723	20,941,144,745
第51計算期間	80,793,229	964,118,543	20,057,819,431
第52計算期間	80,595,695	701,344,428	19,437,070,698
第53計算期間	158,516,030	553,746,701	19,041,840,027
第54計算期間	270,178,206	599,088,619	18,712,929,614
第55計算期間	382,801,294	1,215,857,489	17,879,873,419
第56計算期間	94,031,467	314,530,948	17,659,373,938
第57計算期間	116,994,137	702,464,680	17,073,903,395
第58計算期間	121,711,271	254,455,093	16,941,159,573
第59計算期間	195,469,360	352,377,998	16,784,250,935
第60計算期間	81,854,914	404,793,495	16,461,312,354
第61計算期間	41,106,441	700,575,432	15,801,843,363
第62計算期間	65,671,549	268,227,343	15,599,287,569
第63計算期間	45,622,099	352,793,523	15,292,116,145
第64計算期間	51,617,115	275,058,119	15,068,675,141
第65計算期間	41,193,120	284,344,595	14,825,523,666
第66計算期間	54,234,686	313,436,557	14,566,321,795
第67計算期間	58,453,346	167,591,983	14,457,183,158
第68計算期間	42,153,886	209,223,744	14,290,113,300
第69計算期間	46,771,517	339,906,945	13,996,977,872
第70計算期間	79,842,101	208,958,033	13,867,861,940
第71計算期間	44,159,839	256,051,241	13,655,970,538
第72計算期間	39,273,526	165,904,048	13,529,340,016
第73計算期間	72,448,939	342,189,525	13,259,599,430
第74計算期間	75,265,353	314,253,921	13,020,610,862
第75計算期間	75,296,543	190,600,242	12,905,307,163
第76計算期間	111,859,862	210,359,335	12,806,807,690

第77計算期間	54,257,288	1,105,418,142	11,755,646,836
第78計算期間	59,292,799	356,960,511	11,457,979,124
第79計算期間	58,732,652	380,437,016	11,136,274,760
第80計算期間	64,106,873	208,949,863	10,991,431,770
第81計算期間	227,925,679	112,288,863	11,107,068,586
第82計算期間	221,254,814	159,713,911	11,168,609,489
第83計算期間	673,293,496	251,481,013	11,590,421,972
第84計算期間	45,535,536	239,005,750	11,396,951,758
第85計算期間	255,078,322	267,487,811	11,384,542,269
第86計算期間	42,841,718	237,617,536	11,189,766,451
第87計算期間	73,752,283	353,400,012	10,910,118,722
第88計算期間	29,030,193	287,022,039	10,652,126,876
第89計算期間	51,174,171	542,827,415	10,160,473,632
第90計算期間	27,965,808	353,351,597	9,835,087,843
第91計算期間	36,247,035	461,244,039	9,410,090,839
第92計算期間	54,659,166	339,682,099	9,125,067,906
第93計算期間	35,835,333	203,814,871	8,957,088,368
第94計算期間	55,000,790	345,222,716	8,666,866,442
第95計算期間	33,873,124	258,887,081	8,441,852,485
第96計算期間	20,266,972	296,673,633	8,165,445,824
第97計算期間	18,717,537	182,030,287	8,002,133,074
第98計算期間	14,856,810	345,366,703	7,671,623,181
第99計算期間	20,481,061	354,189,123	7,337,915,119
第100計算期間	37,142,293	299,356,547	7,075,700,865
第101計算期間	16,659,938	198,428,279	6,893,932,524
第102計算期間	24,282,101	261,684,522	6,656,530,103
第103計算期間	27,309,200	135,524,627	6,548,314,676
第104計算期間	39,331,786	198,755,627	6,388,890,835
第105計算期間	46,606,928	207,378,822	6,228,118,941
第106計算期間	122,336,561	59,851,814	6,290,603,688
第107計算期間	97,637,369	94,073,401	6,294,167,656
第108計算期間	25,433,076	63,575,072	6,256,025,660
第109計算期間	28,208,866	126,047,400	6,158,187,126
第110計算期間	41,546,968	65,372,372	6,134,361,722
第111計算期間	36,971,796	77,069,237	6,094,264,281

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	18,363,155,607	99.05
親投資信託受益証券	日本	1,000,000	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	175,640,820	0.94
純資産総額		18,539,796,427	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーＭＬＰファンド	35,206,875,419	0.48	17,006,015,056	0.52	18,363,155,607	99.05
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1.0038	1,000,000	1.0038	1,000,000	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.05
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年 8月13日）	22,353,300,873	22,353,300,873	9,873	9,873
第2計算期間末日（平成25年 9月13日）	25,514,232,828	25,514,232,828	9,924	9,924
第3計算期間末日（平成25年10月15日）	27,440,668,068	27,523,015,910	9,997	10,027
第4計算期間末日（平成25年11月13日）	28,093,622,761	28,177,378,298	10,063	10,093
第5計算期間末日（平成25年12月13日）	28,317,342,263	28,400,250,758	10,246	10,276
第6計算期間末日（平成26年 1月14日）	27,828,193,199	27,906,704,093	10,634	10,664
第7計算期間末日（平成26年 2月13日）	26,835,941,310	26,910,972,089	10,730	10,760
第8計算期間末日（平成26年 3月13日）	25,737,734,981	25,809,722,200	10,726	10,756
第9計算期間末日（平成26年 4月14日）	25,480,129,941	25,551,225,345	10,752	10,782
第10計算期間末日（平成26年 5月13日）	25,872,032,199	25,941,394,911	11,190	11,220
第11計算期間末日（平成26年 6月13日）	27,596,049,851	29,672,024,153	10,634	11,434
第12計算期間末日（平成26年 7月14日）	47,771,471,437	47,901,080,025	11,057	11,087
第13計算期間末日（平成26年 8月13日）	68,541,329,859	68,729,913,299	10,904	10,934
第14計算期間末日（平成26年 9月16日）	91,190,400,142	99,739,872,181	10,666	11,666
第15計算期間末日（平成26年10月14日）	130,428,853,263	130,828,530,881	9,790	9,820
第16計算期間末日（平成26年11月13日）	171,472,277,972	171,939,183,577	11,018	11,048
第17計算期間末日（平成26年12月15日）	171,144,218,476	171,661,575,420	9,924	9,954
第18計算期間末日（平成27年 1月13日）	181,601,012,598	182,144,704,597	10,020	10,050
第19計算期間末日（平成27年 2月13日）	185,377,790,559	185,913,417,178	10,383	10,413
第20計算期間末日（平成27年 3月13日）	170,750,672,099	171,258,596,181	10,085	10,115
第21計算期間末日（平成27年 4月13日）	164,246,356,550	164,721,543,248	10,369	10,399
第22計算期間末日（平成27年 5月13日）	148,879,710,926	149,314,138,982	10,281	10,311
第23計算期間末日（平成27年 6月15日）	127,146,102,941	127,527,844,068	9,992	10,022
第24計算期間末日（平成27年 7月13日）	111,646,544,391	111,994,967,910	9,613	9,643
第25計算期間末日（平成27年 8月13日）	95,289,175,043	95,605,737,120	9,030	9,060
第26計算期間末日（平成27年 9月14日）	74,830,097,407	75,118,318,059	7,789	7,819
第27計算期間末日（平成27年10月13日）	73,087,035,624	73,362,183,597	7,969	7,999
第28計算期間末日（平成27年11月13日）	59,872,980,209	60,136,602,873	6,813	6,843
第29計算期間末日（平成27年12月14日）	43,122,861,908	43,369,791,191	5,239	5,269
第30計算期間末日（平成28年 1月13日）	35,636,865,875	35,876,483,913	4,462	4,492
第31計算期間末日（平成28年 2月15日）	29,680,636,927	29,917,705,881	3,756	3,786
第32計算期間末日（平成28年 3月14日）	37,620,211,901	37,856,971,253	4,767	4,797

第33計算期間末日	(平成28年 4月13日)	39,675,228,850	39,913,206,100	5,002	5,032
第34計算期間末日	(平成28年 5月13日)	44,606,473,390	44,843,957,857	5,635	5,665
第35計算期間末日	(平成28年 6月13日)	44,631,118,322	44,867,130,432	5,673	5,703
第36計算期間末日	(平成28年 7月13日)	45,515,513,274	45,750,139,294	5,820	5,850
第37計算期間末日	(平成28年 8月15日)	43,944,857,608	44,178,065,394	5,653	5,683
第38計算期間末日	(平成28年 9月13日)	43,915,550,259	44,147,608,950	5,677	5,707
第39計算期間末日	(平成28年10月13日)	44,802,423,094	45,033,694,172	5,812	5,842
第40計算期間末日	(平成28年11月14日)	45,581,701,585	45,813,381,703	5,902	5,932
第41計算期間末日	(平成28年12月13日)	51,034,876,201	51,265,265,314	6,645	6,675
第42計算期間末日	(平成29年 1月13日)	55,720,305,196	55,960,921,165	6,947	6,977
第43計算期間末日	(平成29年 2月13日)	61,094,326,861	61,345,920,183	7,285	7,315
第44計算期間末日	(平成29年 3月13日)	60,503,994,453	60,762,962,733	7,009	7,039
第45計算期間末日	(平成29年 4月13日)	58,550,117,116	58,811,130,666	6,730	6,760
第46計算期間末日	(平成29年 5月15日)	58,692,509,535	58,951,858,329	6,789	6,819
第47計算期間末日	(平成29年 6月13日)	53,186,760,950	53,445,164,214	6,175	6,205
第48計算期間末日	(平成29年 7月13日)	56,032,045,152	56,290,480,447	6,504	6,534
第49計算期間末日	(平成29年 8月14日)	51,676,978,381	51,932,095,134	6,077	6,107
第50計算期間末日	(平成29年 9月13日)	52,026,612,059	52,278,138,891	6,205	6,235
第51計算期間末日	(平成29年10月13日)	51,840,958,540	52,085,028,857	6,372	6,402
第52計算期間末日	(平成29年11月13日)	47,378,866,125	47,615,445,779	6,008	6,038
第53計算期間末日	(平成29年12月13日)	46,056,163,311	46,286,850,938	5,989	6,019
第54計算期間末日	(平成30年 1月15日)	48,073,445,347	48,297,716,543	6,431	6,461
第55計算期間末日	(平成30年 2月13日)	40,650,303,208	40,867,807,202	5,607	5,637
第56計算期間末日	(平成30年 3月13日)	38,116,797,696	38,330,251,526	5,357	5,387
第57計算期間末日	(平成30年 4月13日)	35,636,276,878	35,845,839,430	5,102	5,132
第58計算期間末日	(平成30年 5月14日)	38,027,957,264	38,235,629,532	5,493	5,523
第59計算期間末日	(平成30年 6月13日)	39,755,005,776	39,958,734,939	5,854	5,884
第60計算期間末日	(平成30年 7月13日)	38,401,654,771	38,599,679,536	5,818	5,848
第61計算期間末日	(平成30年 8月13日)	38,976,812,698	39,170,141,531	6,048	6,078
第62計算期間末日	(平成30年 9月13日)	37,181,982,305	37,371,262,280	5,893	5,923
第63計算期間末日	(平成30年10月15日)	35,252,573,186	35,437,694,493	5,713	5,743
第64計算期間末日	(平成30年11月13日)	33,197,081,267	33,379,878,193	5,448	5,478
第65計算期間末日	(平成30年12月13日)	31,297,985,401	31,477,570,288	5,228	5,258
第66計算期間末日	(平成31年 1月15日)	29,127,744,054	29,304,753,848	4,937	4,967
第67計算期間末日	(平成31年 2月13日)	30,300,963,300	30,476,596,226	5,176	5,206
第68計算期間末日	(平成31年 3月13日)	30,367,147,298	30,540,449,004	5,257	5,287
第69計算期間末日	(平成31年 4月15日)	31,374,214,052	31,546,066,878	5,477	5,507
第70計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	29,501,176,279	29,671,764,354	5,188	5,218
第71計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	27,875,352,445	28,044,821,328	4,935	4,965
第72計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	28,848,915,196	29,017,345,122	5,138	5,168
第73計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	24,849,097,628	25,016,002,241	4,466	4,496
第74計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	25,522,711,134	25,688,070,064	4,630	4,660

第75計算期間末日	(令和 1年10月15日)	24,728,252,416	24,893,612,327	4,486	4,516
第76計算期間末日	(令和 1年11月13日)	23,385,736,638	23,549,330,305	4,289	4,319
第77計算期間末日	(令和 1年12月13日)	23,203,504,379	23,363,148,690	4,360	4,390
第78計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	23,850,427,757	24,007,030,365	4,569	4,599
第79計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	21,915,788,812	22,019,452,113	4,228	4,248
第80計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	10,120,443,229	10,222,784,935	1,978	1,998
第81計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	11,711,543,974	11,815,040,162	2,263	2,283
第82計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	13,976,303,274	14,080,757,426	2,676	2,696
第83計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	15,515,875,842	15,620,824,416	2,957	2,977
第84計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	13,635,031,712	13,739,150,738	2,619	2,639
第85計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	14,740,966,361	14,844,786,002	2,840	2,860
第86計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	12,488,357,562	12,591,493,472	2,422	2,442
第87計算期間末日	(令和 2年10月13日)	12,462,442,831	12,513,537,637	2,439	2,449
第88計算期間末日	(令和 2年11月13日)	12,853,096,832	12,903,151,770	2,568	2,578
第89計算期間末日	(令和 2年12月14日)	15,015,289,620	15,063,251,350	3,131	3,141
第90計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	14,981,188,118	15,027,733,367	3,219	3,229
第91計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	14,707,909,983	14,753,051,878	3,258	3,268
第92計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	16,418,514,520	16,462,038,302	3,772	3,782
第93計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	15,477,125,394	15,519,789,058	3,628	3,638
第94計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	16,447,728,749	16,489,518,601	3,936	3,946
第95計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	17,770,563,450	17,811,341,492	4,358	4,368
第96計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	17,019,933,790	17,060,157,011	4,231	4,241
第97計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	15,887,277,651	15,926,871,242	4,013	4,023
第98計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	15,307,694,875	15,346,595,480	3,935	3,945
第99計算期間末日	(令和 3年10月13日)	16,995,715,515	17,033,813,895	4,461	4,471
第100計算期間末日	(令和 3年11月15日)	16,330,943,911	16,367,544,840	4,462	4,472
第101計算期間末日	(令和 3年12月13日)	14,872,782,074	14,908,234,355	4,195	4,205
第102計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	15,297,605,452	15,331,857,500	4,466	4,476
第103計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	15,068,381,623	15,102,022,172	4,479	4,489
第104計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	15,863,397,830	15,896,339,521	4,816	4,826
第105計算期間末日	(令和 4年 4月13日)	17,316,023,339	17,348,245,796	5,374	5,384
第106計算期間末日	(令和 4年 5月13日)	16,825,778,902	16,858,512,361	5,140	5,150
第107計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	18,781,535,820	18,814,491,363	5,699	5,709
第108計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	17,055,437,026	17,088,077,597	5,225	5,235
第109計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	18,458,860,155	18,491,117,831	5,722	5,732
第110計算期間末日	(令和 4年 9月13日)	19,427,352,410	19,458,912,553	6,156	6,166
第111計算期間末日	(令和 4年10月13日)	17,126,075,719	17,157,203,999	5,502	5,512
	令和 3年10月末日	16,563,766,706	—	4,472	—
	11月末日	15,409,034,564	—	4,297	—
	12月末日	14,603,309,020	—	4,250	—
	令和 4年 1月末日	14,847,414,825	—	4,400	—
	2月末日	15,213,351,260	—	4,547	—

3月末日	17,019,403,016	—	5,242	—
4月末日	17,318,340,536	—	5,285	—
5月末日	18,300,908,800	—	5,537	—
6月末日	17,454,975,876	—	5,312	—
7月末日	18,372,626,142	—	5,649	—
8月末日	18,541,195,515	—	5,846	—
9月末日	16,904,635,358	—	5,442	—
10月末日	18,539,796,427	—	5,984	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	800円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	1,000円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円

第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円

第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.27
第2計算期間	0.51
第3計算期間	1.03
第4計算期間	0.96
第5計算期間	2.11
第6計算期間	4.07
第7計算期間	1.18
第8計算期間	0.24
第9計算期間	0.52
第10計算期間	4.35
第11計算期間	2.18
第12計算期間	4.25
第13計算期間	1.11
第14計算期間	6.98
第15計算期間	7.93
第16計算期間	12.84
第17計算期間	9.65
第18計算期間	1.26
第19計算期間	3.92
第20計算期間	2.58
第21計算期間	3.11
第22計算期間	0.55
第23計算期間	2.51
第24計算期間	3.49
第25計算期間	5.75
第26計算期間	13.41
第27計算期間	2.69
第28計算期間	14.12
第29計算期間	22.66
第30計算期間	14.25
第31計算期間	15.15
第32計算期間	27.71
第33計算期間	5.55
第34計算期間	13.25
第35計算期間	1.20
第36計算期間	3.12
第37計算期間	2.35
第38計算期間	0.95
第39計算期間	2.90
第40計算期間	2.06

第41計算期間	13.09
第42計算期間	4.99
第43計算期間	5.29
第44計算期間	3.37
第45計算期間	3.55
第46計算期間	1.32
第47計算期間	8.60
第48計算期間	5.81
第49計算期間	6.10
第50計算期間	2.59
第51計算期間	3.17
第52計算期間	5.24
第53計算期間	0.18
第54計算期間	7.88
第55計算期間	12.34
第56計算期間	3.92
第57計算期間	4.20
第58計算期間	8.25
第59計算期間	7.11
第60計算期間	0.10
第61計算期間	4.46
第62計算期間	2.06
第63計算期間	2.54
第64計算期間	4.11
第65計算期間	3.48
第66計算期間	4.99
第67計算期間	5.44
第68計算期間	2.14
第69計算期間	4.75
第70計算期間	4.72
第71計算期間	4.29
第72計算期間	4.72
第73計算期間	12.49
第74計算期間	4.34
第75計算期間	2.46
第76計算期間	3.72
第77計算期間	2.35
第78計算期間	5.48
第79計算期間	7.02
第80計算期間	52.74
第81計算期間	15.41
第82計算期間	19.13

第83計算期間	11.24
第84計算期間	10.75
第85計算期間	9.20
第86計算期間	14.01
第87計算期間	1.11
第88計算期間	5.69
第89計算期間	22.31
第90計算期間	3.12
第91計算期間	1.52
第92計算期間	16.08
第93計算期間	3.55
第94計算期間	8.76
第95計算期間	10.97
第96計算期間	2.68
第97計算期間	4.91
第98計算期間	1.69
第99計算期間	13.62
第100計算期間	0.24
第101計算期間	5.75
第102計算期間	6.69
第103計算期間	0.51
第104計算期間	7.74
第105計算期間	11.79
第106計算期間	4.16
第107計算期間	11.07
第108計算期間	8.14
第109計算期間	9.70
第110計算期間	7.75
第111計算期間	10.46

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	22,666,758,304	25,956,441	22,640,801,863
第2計算期間	3,111,309,680	43,292,926	25,708,818,617
第3計算期間	1,855,963,435	115,501,173	27,449,280,879
第4計算期間	576,176,054	106,944,417	27,918,512,516
第5計算期間	472,570,082	754,917,500	27,636,165,098
第6計算期間	739,103,820	2,204,970,866	26,170,298,052
第7計算期間	606,944,248	1,766,982,602	25,010,259,698

第8計算期間	469,801,321	1,484,321,101	23,995,739,918
第9計算期間	893,492,722	1,190,764,476	23,698,468,164
第10計算期間	538,751,214	1,116,315,250	23,120,904,128
第11計算期間	4,861,096,291	2,032,321,638	25,949,678,781
第12計算期間	18,406,079,583	1,152,895,599	43,202,862,765
第13計算期間	20,377,393,520	719,109,564	62,861,146,721
第14計算期間	25,678,348,506	3,044,774,832	85,494,720,395
第15計算期間	49,773,350,306	2,042,197,879	133,225,872,822
第16計算期間	24,647,794,730	2,238,465,837	155,635,201,715
第17計算期間	28,592,050,180	11,774,937,124	172,452,314,771
第18計算期間	13,192,540,504	4,414,188,783	181,230,666,492
第19計算期間	4,959,127,474	7,647,587,534	178,542,206,432
第20計算期間	2,690,699,827	11,924,878,752	169,308,027,507
第21計算期間	2,280,413,691	13,192,875,139	158,395,566,059
第22計算期間	1,066,575,899	14,652,789,772	144,809,352,186
第23計算期間	961,064,577	18,523,374,409	127,247,042,354
第24計算期間	717,018,687	11,822,888,039	116,141,173,002
第25計算期間	501,473,453	11,121,953,817	105,520,692,638
第26計算期間	348,112,161	9,795,253,842	96,073,550,957
第27計算期間	191,473,463	4,549,033,356	91,715,991,064
第28計算期間	319,018,333	4,160,787,806	87,874,221,591
第29計算期間	544,834,501	6,109,294,773	82,309,761,319
第30計算期間	851,783,494	3,288,865,260	79,872,679,553
第31計算期間	815,655,350	1,665,350,109	79,022,984,794
第32計算期間	1,238,423,935	1,341,624,710	78,919,784,019
第33計算期間	1,353,540,152	947,574,033	79,325,750,138
第34計算期間	1,104,784,669	1,269,045,800	79,161,489,007
第35計算期間	1,481,214,211	1,971,999,792	78,670,703,426
第36計算期間	653,363,289	1,115,393,290	78,208,673,425
第37計算期間	974,857,164	1,447,601,755	77,735,928,834
第38計算期間	906,312,342	1,289,344,127	77,352,897,049
第39計算期間	1,225,960,074	1,488,497,721	77,090,359,402
第40計算期間	1,360,132,267	1,223,785,614	77,226,706,055
第41計算期間	2,989,291,684	3,419,626,451	76,796,371,288
第42計算期間	5,573,173,961	2,164,222,064	80,205,323,185
第43計算期間	5,376,912,589	1,717,794,913	83,864,440,861
第44計算期間	4,246,509,637	1,788,190,397	86,322,760,101
第45計算期間	2,547,177,992	1,865,421,167	87,004,516,926
第46計算期間	1,018,109,435	1,573,028,305	86,449,598,056
第47計算期間	1,306,851,882	1,622,028,469	86,134,421,469
第48計算期間	1,724,771,237	1,714,094,047	86,145,098,659
第49計算期間	930,766,648	2,036,947,329	85,038,917,978

第50計算期間	491,574,656	1,688,215,226	83,842,277,408
第51計算期間	362,096,597	2,847,601,650	81,356,772,355
第52計算期間	586,230,981	3,083,118,339	78,859,884,997
第53計算期間	442,627,325	2,406,636,620	76,895,875,702
第54計算期間	716,492,210	2,855,302,449	74,757,065,463
第55計算期間	470,141,339	2,725,875,394	72,501,331,408
第56計算期間	308,224,249	1,658,278,888	71,151,276,769
第57計算期間	454,826,369	1,751,918,962	69,854,184,176
第58計算期間	373,119,890	1,003,214,597	69,224,089,469
第59計算期間	450,847,172	1,765,215,344	67,909,721,297
第60計算期間	210,297,457	2,111,763,425	66,008,255,329
第61計算期間	221,877,759	1,787,188,692	64,442,944,396
第62計算期間	297,934,821	1,647,554,091	63,093,325,126
第63計算期間	197,884,213	1,584,106,952	61,707,102,387
第64計算期間	149,806,108	924,599,554	60,932,308,941
第65計算期間	146,940,668	1,217,620,293	59,861,629,316
第66計算期間	195,827,693	1,054,192,292	59,003,264,717
第67計算期間	233,293,397	692,249,289	58,544,308,825
第68計算期間	141,887,734	918,960,957	57,767,235,602
第69計算期間	365,161,543	848,121,718	57,284,275,427
第70計算期間	153,564,367	575,147,826	56,862,691,968
第71計算期間	174,211,553	547,275,677	56,489,627,844
第72計算期間	216,713,316	563,032,241	56,143,308,919
第73計算期間	206,617,730	715,055,569	55,634,871,080
第74計算期間	267,612,890	782,840,427	55,119,643,543
第75計算期間	477,338,050	477,011,164	55,119,970,429
第76計算期間	187,665,036	776,412,915	54,531,222,550
第77計算期間	191,077,866	1,507,530,059	53,214,770,357
第78計算期間	284,935,972	1,298,836,820	52,200,869,509
第79計算期間	332,666,909	701,885,557	51,831,650,861
第80計算期間	423,462,912	1,084,260,630	51,170,853,143
第81計算期間	1,378,347,354	801,106,184	51,748,094,313
第82計算期間	900,589,110	421,607,130	52,227,076,293
第83計算期間	1,067,345,587	820,134,531	52,474,287,349
第84計算期間	314,391,483	729,165,472	52,059,513,360
第85計算期間	351,946,445	501,639,013	51,909,820,792
第86計算期間	251,366,461	593,231,897	51,567,955,356
第87計算期間	278,489,214	751,637,885	51,094,806,685
第88計算期間	267,879,968	1,307,747,927	50,054,938,726
第89計算期間	134,834,817	2,228,042,666	47,961,730,877
第90計算期間	92,786,175	1,509,267,544	46,545,249,508
第91計算期間	155,135,127	1,558,489,258	45,141,895,377

第92計算期間	323,040,661	1,941,153,383	43,523,782,655
第93計算期間	182,333,488	1,042,451,385	42,663,664,758
第94計算期間	116,094,820	989,907,159	41,789,852,419
第95計算期間	304,920,608	1,316,730,233	40,778,042,794
第96計算期間	235,625,182	790,446,155	40,223,221,821
第97計算期間	235,348,671	864,979,230	39,593,591,262
第98計算期間	55,419,170	748,404,872	38,900,605,560
第99計算期間	103,321,265	905,546,162	38,098,380,663
第100計算期間	228,428,672	1,725,879,412	36,600,929,923
第101計算期間	59,579,823	1,208,228,565	35,452,281,181
第102計算期間	79,145,048	1,279,377,523	34,252,048,706
第103計算期間	93,579,427	705,078,880	33,640,549,253
第104計算期間	271,257,156	970,115,254	32,941,691,155
第105計算期間	326,634,712	1,045,868,384	32,222,457,483
第106計算期間	1,244,898,040	733,896,511	32,733,459,012
第107計算期間	979,528,389	757,443,820	32,955,543,581
第108計算期間	288,914,524	603,886,763	32,640,571,342
第109計算期間	159,740,360	542,635,101	32,257,676,601
第110計算期間	456,173,863	1,153,706,482	31,560,143,982
第111計算期間	377,118,420	808,981,562	31,128,280,840

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	47,508,302	100.00
純資産総額		47,508,302	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

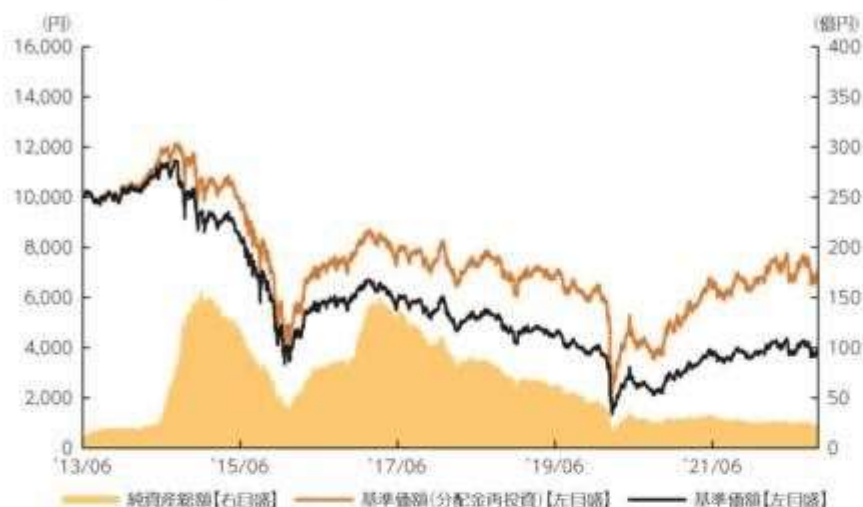


運用実績

2022年10月31日現在

為替ヘッジあり

■ 基準価額・純資産の推移 2013年6月28日(設定日)～2022年10月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 主要な資産の状況

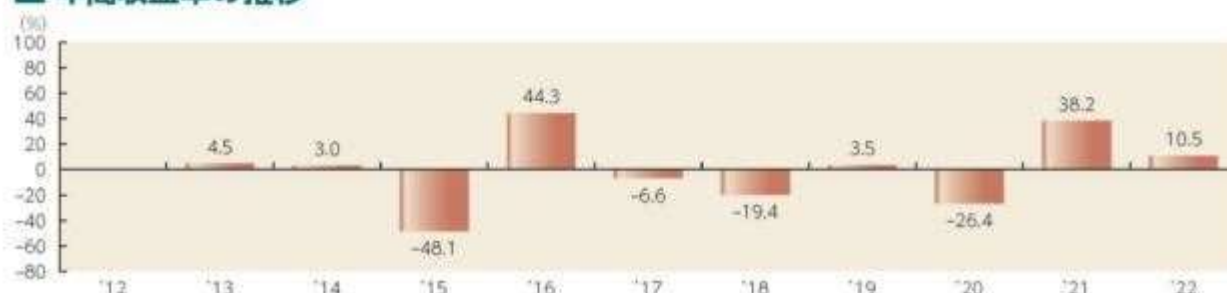
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	99.5%
マネー・プール マザーファンド	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.7%
2 ネグストエラ・エナジー・パートナーズ	再生エネルギー発電事業者	7.7%
3 ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.6%
4 タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.5%
5 ONEOK	石油・ガス貯蔵・輸送	7.2%
6 シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.0%
7 センプラ・エナジー	総合公益事業	6.9%
8 キネティック・ホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	6.8%
9 グリアウェイ・エナジー	再生エネルギー発電事業者	5.9%
10 センターポイント・エナジー	総合公益事業	4.3%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが発行した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移

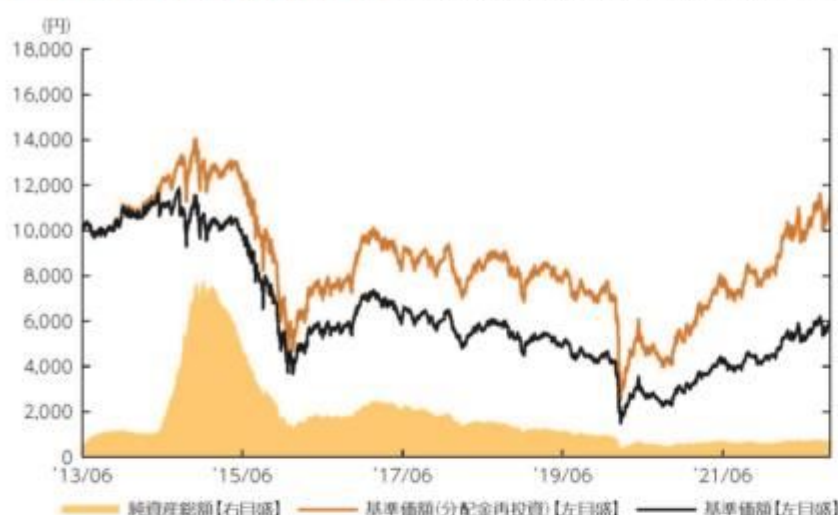


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

為替ヘッジなし

■ 基準価額・純資産の推移 2013年6月28日（設定日）～2022年10月31日



- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	5,984円
純資産総額	185.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年10月	10円
2022年9月	10円
2022年8月	10円
2022年7月	10円
2022年6月	10円
2022年5月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,430円

・分配金は1万円当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

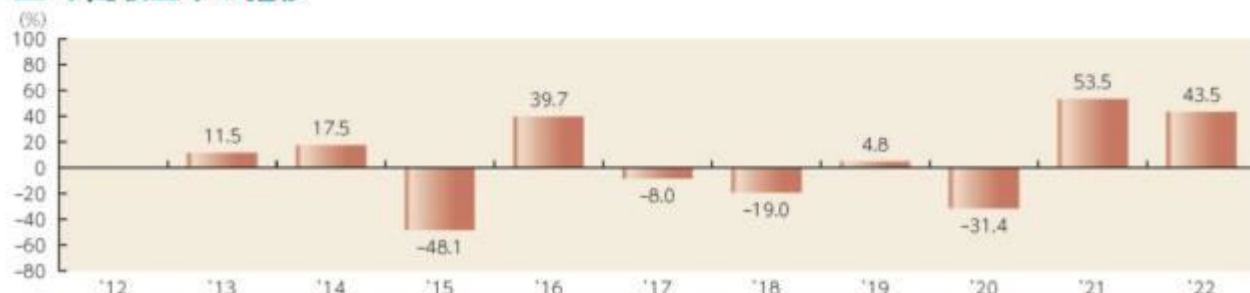
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	99.0%
マネー・ブルー マザーファンド	0.0%
コールローン他 （負債控除後）	1.0%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.7%
2 ネクストエラ・エナジー・パートナーズ	再生エネルギー系発電事業者	7.7%
3 ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.6%
4 タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.5%
5 ONEOK	石油・ガス貯蔵・輸送	7.2%
6 シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.0%
7 センプラ・エナジー	総合公益事業	6.9%
8 キネティック・ホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	6.8%
9 クリアウェイ・エナジー	再生エネルギー系発電事業者	5.9%
10 センターポイント・エナジー	総合公益事業	4.3%

- ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・外国投資信託の資料に基づき作成しています（現地月末基準）。
- ・外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（"GICS"）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ・2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流

入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

その他

- ・ スwitchingを行う場合の取得申込みに関する取扱いも、同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やswitchingの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合も、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・ マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・ 外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・ 外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・ 市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2028年6月13日まで（2013年6月28日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。第１期計算期間は信託契約締結日から2013年8月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・ 各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会

社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合

は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年4月14日から令和4年10月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	12,562,050	-
コール・ローン	214,259,315	181,309,587
投資信託受益証券	2,587,418,125	2,210,272,520
親投資信託受益証券	1,000,100	1,000,000
未収入金	35,272,726	14,694,097
流動資産合計	2,850,512,316	2,407,276,204
資産合計	2,850,512,316	2,407,276,204
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	203,163,196	165,851,168
未払金	5,143,644	3,801,893
未払収益分配金	6,228,118	6,094,264
未払解約金	13,678,043	4,505,961
未払受託者報酬	70,434	64,686
未払委託者報酬	2,465,160	2,263,979
未払利息	48	217
その他未払費用	23,468	21,553
流動負債合計	230,772,111	182,603,721
負債合計	230,772,111	182,603,721
純資産の部		
元本等		
元本	6,228,118,941	6,094,264,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,608,378,736	3,869,591,798
（分配準備積立金）	176,822,435	176,263,443
元本等合計	2,619,740,205	2,224,672,483
純資産合計	2,619,740,205	2,224,672,483
負債純資産合計	2,850,512,316	2,407,276,204

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
営業収益		
配当株式	72,373,496	59,567,211
受取利息	322	45,304
有価証券売買等損益	413,706,849	118,795,237
為替差損益	229,194,498	230,789,476
営業収益合計	256,886,169	289,972,198
営業費用		
支払利息	6,837	20,279
受託者報酬	426,028	414,246
委託者報酬	14,910,944	14,498,592
その他費用	152,445	162,794
営業費用合計	15,496,254	15,095,911
営業利益又は営業損失（ ）	241,389,915	305,068,109
経常利益又は経常損失（ ）	241,389,915	305,068,109
当期純利益又は当期純損失（ ）	241,389,915	305,068,109
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	457,501	1,169,848
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,496,836,072	3,608,378,736
剰余金増加額又は欠損金減少額	802,507,543	290,447,116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	802,507,543	290,447,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,106,139	208,194,614
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,106,139	208,194,614
分配金	39,791,484	37,227,607
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,608,378,736	3,869,591,798

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
1. 期首元本額	7,337,915,119円	6,228,118,941円
期中追加設定元本額	191,332,246円	352,134,636円
期中一部解約元本額	1,301,128,424円	485,989,296円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,608,378,736円	3,869,591,798円
3. 受益権の総数	6,228,118,941口	6,094,264,281口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日												
1. 分配金の計算過程 第100期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第106期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,148,954円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,148,954円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,332,040円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,332,040円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	13,148,954円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,332,040円											

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日			当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	599,468,813円	収益調整金額	C	540,544,092円
分配準備積立金額	D	180,357,746円	分配準備積立金額	D	175,162,678円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,975,513円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	723,038,810円
当ファンドの期末残存口数	F	7,075,700,865口	当ファンドの期末残存口数	F	6,290,603,688口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,120円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,149円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,075,700円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,290,603円
第101期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日			第107期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,021,798円	費用控除後の配当等収益額	A	11,062,857円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	584,504,680円	収益調整金額	C	543,585,838円
分配準備積立金額	D	181,229,365円	分配準備積立金額	D	173,634,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	776,755,843円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	728,283,353円
当ファンドの期末残存口数	F	6,893,932,524口	当ファンドの期末残存口数	F	6,294,167,656口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,126円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,157円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,893,932円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,294,167円
第102期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日			第108期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,528,773円	費用控除後の配当等収益額	A	6,717,541円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	565,025,801円	収益調整金額	C	541,010,531円
分配準備積立金額	D	178,385,967円	分配準備積立金額	D	176,636,244円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	753,940,541円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	724,364,316円
当ファンドの期末残存口数	F	6,656,530,103口	当ファンドの期末残存口数	F	6,256,025,660口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,132円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,157円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,656,530円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,256,025円
第103期 令和 4年 1月14日 令和 4年 2月14日			第109期 令和 4年 7月14日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日			当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日		
費用控除後の配当等収益額	A	8,185,798円	費用控除後の配当等収益額	A	10,743,324円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	556,585,747円	収益調整金額	C	533,342,220円
分配準備積立金額	D	178,651,393円	分配準備積立金額	D	173,559,036円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	743,422,938円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	717,644,580円
当ファンドの期末残存口数	F	6,548,314,676口	当ファンドの期末残存口数	F	6,158,187,126口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,135円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,165円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,548,314円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,158,187円
第104期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第110期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,425,158円	費用控除後の配当等収益額	A	8,188,445円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	544,145,926円	収益調整金額	C	532,509,921円
分配準備積立金額	D	174,943,737円	分配準備積立金額	D	176,286,734円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	728,514,821円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	716,985,100円
当ファンドの期末残存口数	F	6,388,890,835口	当ファンドの期末残存口数	F	6,134,361,722口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,140円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,168円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,388,890円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,134,361円
第105期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日			第111期 令和 4年 9月14日 令和 4年10月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,773,372円	費用控除後の配当等収益額	A	6,208,133円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	531,753,495円	収益調整金額	C	530,097,803円
分配準備積立金額	D	172,277,181円	分配準備積立金額	D	176,149,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	714,804,048円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	712,455,510円
当ファンドの期末残存口数	F	6,228,118,941口	当ファンドの期末残存口数	F	6,094,264,281口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,147円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,169円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,228,118円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,094,264円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

区分	前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
--	-------------------------	-------------------------

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	108,958,439	342,493,901
親投資信託受益証券	—	100
合計	108,958,439	342,494,001

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期〔令和 4年 4月13日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	2,365,792,998	—	2,568,956,194	203,163,196
合計		2,365,792,998	—	2,568,956,194	203,163,196

当期〔令和 4年10月13日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	2,034,107,582	—	2,199,958,750	165,851,168
合計		2,034,107,582	—	2,199,958,750	165,851,168

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
1口当たり純資産額	0.4206円	0.3650円
(1万口当たり純資産額)	(4,206円)	(3,650円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1,000,000	
円合計			996,215	1,000,000	
アメリカドル	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーＭＬＰファンド	4,615,528,410	15,042,007.08	
アメリカドル合計			4,615,528,410	15,042,007.08 (2,210,272,520)	
合計				2,211,272,520 (2,210,272,520)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	99.95%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	12,562,044	14,694,033
コール・ローン	237,547,876	232,715,051
投資信託受益証券	17,213,701,791	16,960,921,732
親投資信託受益証券	1,000,100	1,000,000
流動資産合計	17,464,811,811	17,209,330,816
資産合計	17,464,811,811	17,209,330,816
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,222,457	31,128,280
未払解約金	100,208,897	34,400,856
未払受託者報酬	450,194	487,864
未払委託者報酬	15,756,816	17,075,207
未払利息	54	279
その他未払費用	150,054	162,611
流動負債合計	148,788,472	83,255,097
負債合計	148,788,472	83,255,097
純資産の部		
元本等		
元本	32,222,457,483	31,128,280,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,906,434,144	14,002,205,121
（分配準備積立金）	1,780,062,949	1,712,799,523
元本等合計	17,316,023,339	17,126,075,719
純資産合計	17,316,023,339	17,126,075,719
負債純資産合計	17,464,811,811	17,209,330,816

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
営業収益		
配当株式	443,238,006	427,981,115
受取利息	449	45,309
有価証券売買等損益	2,664,661,748	1,757,566,431
為替差損益	140,422,570	2,086,400,265
営業収益合計	3,248,322,773	756,860,258
営業費用		
支払利息	15,765	31,498
受託者報酬	2,582,257	2,963,724
委託者報酬	90,378,873	103,730,237
その他費用	895,902	1,021,066
営業費用合計	93,872,797	107,746,525
営業利益又は営業損失（ ）	3,154,449,976	649,113,733
経常利益又は経常損失（ ）	3,154,449,976	649,113,733
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,154,449,976	649,113,733
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	31,168,068	18,560,328
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	21,102,665,148	14,906,434,144
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,838,023,477	2,034,044,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,838,023,477	2,034,044,612
剰余金減少額又は欠損金増加額	559,964,426	1,567,093,322
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	559,964,426	1,567,093,322
分配金	205,109,955	193,275,672
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,906,434,144	14,002,205,121

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
1. 期首元本額	38,098,380,663円	32,222,457,483円
期中追加設定元本額	1,058,624,838円	3,506,373,596円
期中一部解約元本額	6,934,548,018円	4,600,550,239円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	14,906,434,144円	14,002,205,121円
3. 受益権の総数	32,222,457,483口	31,128,280,840口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日												
1. 分配金の計算過程 第100期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第106期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>80,272,459円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	80,272,459円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>49,711,203円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	49,711,203円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	80,272,459円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	49,711,203円											

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日			当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,674,334,079円	収益調整金額	C	3,398,761,527円
分配準備積立金額	D	1,867,548,770円	分配準備積立金額	D	1,741,184,071円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,622,155,308円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,189,656,801円
当ファンドの期末残存口数	F	36,600,929,923口	当ファンドの期末残存口数	F	32,733,459,012口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,536円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,585円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,600,929円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,733,459円
第101期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日			第107期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	66,837,457円	費用控除後の配当等収益額	A	75,686,653円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,562,080,517円	収益調整金額	C	3,474,391,220円
分配準備積立金額	D	1,848,499,511円	分配準備積立金額	D	1,718,892,614円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,477,417,485円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,268,970,487円
当ファンドの期末残存口数	F	35,452,281,181口	当ファンドの期末残存口数	F	32,955,543,581口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,544円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,598円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,452,281円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,955,543円
第102期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日			第108期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,049,620円	費用控除後の配当等収益額	A	49,324,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,445,584,699円	収益調整金額	C	3,456,488,748円
分配準備積立金額	D	1,812,554,906円	分配準備積立金額	D	1,730,359,707円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,322,189,225円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,236,172,545円
当ファンドの期末残存口数	F	34,252,048,706口	当ファンドの期末残存口数	F	32,640,571,342口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,553円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,604円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,252,048円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,640,571円
第103期 令和 4年 1月14日 令和 4年 2月14日			第109期 令和 4年 7月14日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日			当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日		
費用控除後の配当等収益額	A	54,471,480円	費用控除後の配当等収益額	A	78,705,858円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,389,147,794円	収益調整金額	C	3,424,545,090円
分配準備積立金額	D	1,804,800,536円	分配準備積立金額	D	1,718,281,903円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,248,419,810円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,221,532,851円
当ファンドの期末残存口数	F	33,640,549,253口	当ファンドの期末残存口数	F	32,257,676,601口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,560円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,618円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,640,549円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,257,676円
第104期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第110期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	57,848,628円	費用控除後の配当等収益額	A	69,872,449円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,333,421,340円	収益調整金額	C	3,375,380,776円
分配準備積立金額	D	1,773,402,404円	分配準備積立金額	D	1,702,461,451円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,164,672,372円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,147,714,676円
当ファンドの期末残存口数	F	32,941,691,155口	当ファンドの期末残存口数	F	31,560,143,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,567円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,631円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,941,691円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,560,143円
第105期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日			第111期 令和 4年 9月14日 令和 4年10月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	70,452,550円	費用控除後の配当等収益額	A	47,238,801円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,278,450,938円	収益調整金額	C	3,350,132,857円
分配準備積立金額	D	1,741,832,856円	分配準備積立金額	D	1,696,689,002円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,090,736,344円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,094,060,660円
当ファンドの期末残存口数	F	32,222,457,483口	当ファンドの期末残存口数	F	31,128,280,840口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,579円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,636円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,222,457円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,128,280円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月14日 至 令和 4年 4月13日	当期 自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	734,059,777	2,630,396,419
親投資信託受益証券	—	100
合計	734,059,777	2,630,396,519

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月13日現在]	当期 [令和 4年10月13日現在]
1口当たり純資産額	0.5374円	0.5502円
(1万口当たり純資産額)	(5,374円)	(5,502円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1,000,000	
円合計			996,215	1,000,000	
アメリカドル	投資信託受益証券	U S エネルギー M L P ファンド	35,418,083,226	115,427,533.23	
アメリカドル合計			35,418,083,226	115,427,533.23 (16,960,921,732)	
合計				16,961,921,732 (16,960,921,732)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	99.99%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年10月13日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,510,168
流動資産合計	47,510,168
資産合計	47,510,168
負債の部	
流動負債	
未払利息	56
流動負債合計	56
負債合計	56
純資産の部	
元本等	
元本	47,330,025
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	180,087
元本等合計	47,510,112
純資産合計	47,510,112
負債純資産合計	47,510,168

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年10月13日現在]
1. 期首	令和 4年 4月14日
期首元本額	53,967,038円
期中追加設定元本額	5,114,069円
期中一部解約元本額	11,751,082円
元本の内訳	

	[令和 4年10月13日現在]
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	32,235,513円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギー M L P オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギー M L P オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型）	99,592円

	[令和 4年10月13日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（１年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（１年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）	1,392,598円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年２回決算型）	2,251,602円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年２回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年２回決算型	9,952円
合計	47,330,025円
2. 受益権の総数	47,330,025口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 4月14日 至 令和 4年10月13日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年10月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年10月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0038円
(1万口当たり純資産額)	(10,038円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,593,899,280
負債総額	227,598,714
純資産総額（ - ）	2,366,300,566
発行済口数	6,027,706,334口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3926
（10,000口当たり）	（3,926）

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	18,591,070,877
負債総額	51,274,450
純資産総額（ - ）	18,539,796,427
発行済口数	30,981,555,818口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5984
（10,000口当たり）	（5,984）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	47,508,414
負債総額	112
純資産総額（ - ）	47,508,302
発行済口数	47,329,818口

1口当たり純資産価額（ / ）	1.0038
（ 10,000口当たり ）	（ 10,038 ）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （ 本 ）	純資産総額 （ 百万円 ）
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合 計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418

未払手数料	2	5,200,810	2	6,423,139
その他未払金	2	4,412,521	2	4,565,457
未払費用	2	4,755,909	2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990
固定負債				
長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
固定負債合計		1,530,479		1,625,252
負債合計		20,136,956		20,692,243
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計		34,291,879		36,341,088
株主資本合計		81,024,723		83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408

投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670

当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積の影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
--------	--------------

配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-

有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期（令和3年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は

2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
-------------------------------------	-------------------------------------

退職給付債務の期首残高	3,718,736	千円	3,729,235	千円
勤務費用	203,106		198,457	
利息費用	19,110		21,549	
数理計算上の差異の発生額	18,826		46,069	
退職給付の支払額	192,890		179,650	
過去勤務費用の発生額	-		-	
退職給付債務の期末残高	3,729,235		3,723,521	

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957

その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		1,783,230
未払金		
未払収益分配金		112,635
未払償還金		7,418
未払手数料		6,226,860
その他未払金		575,030
未払費用		5,329,791
未払消費税等	2	592,374
未払法人税等		2,634,965
賞与引当金		954,015
役員賞与引当金		86,040
その他		5,517
流動負債合計		18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505

固定負債合計	1,636,744
--------	-----------

負債合計	19,944,625
------	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712

利益剰余金	
利益準備金	342,589

その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826

利益剰余金合計	35,934,416
---------	------------

株主資本合計	82,667,260
--------	------------

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
--------------	---------

評価・換算差額等合計	813,447
------------	---------

純資産合計	83,480,707
-------	------------

負債純資産合計	103,425,332
---------	-------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	406,671	406,671	406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
阿波証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円 (2022年9月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年10月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月30日	臨時報告書
2022年 7月12日	有価証券届出書
2022年 7月12日	有価証券報告書
2022年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和４年４月14日から令和４年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和４年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの令和４年４月14日から令和４年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの令和４年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。